

第4章 特許関係料金・商標関係料金の引下げ

1. 改正の必要性

(1) 特許関係料金制度の基本的な考え方

特許特別会計は、収支相償の原則の下、出願人からの特許料等の収入により、審査・審判等の事務に要する経費を支弁する仕組みとなっており、中長期的に収支が均衡する仕組みにより運営されている。

特許特別会計において、歳入額は「出願料、審査請求料、特許料、審判請求料」等の合計により賄っており、各種手続に係る料金は、以下のような観点から規定されている。

① 出願料

出願に対する事務処理費用に対する対価として徴収される手数料であり、特許法の目的である発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる水準に政策的に設定される。

② 審査請求料

審査の費用に対する対価として徴収される手数料。審査請求制度は、出願人が審査請求の要否について精査することにより、全体の特許審査を促進する目的で創設されたものであり、実費を下回り、中小企業等に配慮しつつ、出願人に適正な審査請求行動を期待しうる程度の水準に政策的に設定される。

③ 特許料、設定登録料及び更新登録料

特許料及び商標権に係る登録料は、権利を維持するために徴収される料金

であり、その水準は、特許行政全体の経費を支弁すべく、政策的に決定される。また、特許権は、設定登録後、より長い期間権利が維持・活用されることでより多くの利益を享受することが期待されており、維持期間の初期の特許料は権利維持の障害とならない程度の金額に設定し、利益が増加するに従って特許料の金額を多くするという負担の容易性を考えた累進制を政策的に採用している。

(2) 改正の必要性

① 政策的背景

我が国における研究開発費及びその対国内総生産比率は増加傾向にあることから、企業等が権利を適切に維持し研究開発費の適正な回収ができる環境整備が必要であるが、料金の高さが権利維持の阻害要因となっているとの指摘がある。

また、企業活動においてブランド価値の創造が重要となってきた中で、出所識別力、顧客吸引力、情報発信力を具現化する重要な知的財産として位置づけられている商標について、魅力あるブランドの創出及び活用を促進する必要がある。特に、事業の国際化が進む中、企業が複数国への商標出願を求められているところ、諸外国と比較して、我が国における料金の高さが指摘されている。

② 特許関係料金見直しの経緯

平成15年改正特許法（平成15年法律第47号）の施行から3年が経過したが、国会附帯決議において、「附則の見直し期間（法律施行から5年経過した後）にかかわらず、施行状況を見つつ、検討を行う」とある。さらに、第17回知的財産戦略本部（平成19年5月）において、経済産業大臣が料金制度全体について見直しを行う旨の発言をしたところである。

③ 特許特別会計の中長期見通し

平成15年改正特許法における料金改定と同様に、出願件数、特許査定率（登録査定率）等の見通しについて、中長期的に見て、安定的に推移している状態の数値を想定し、一定の前提の下に特許特別会計全体並びに特許、実用新案、意匠及び商標の四部門それぞれの中長期的な収入と支出を試算した結果、特許部門及び商標部門において、今後歳入の引下げが可能となることが分かった。

2. 改正の概要

中長期的な収支見込みや利用者のニーズへ適切に対応するため、特許部門及び商標部門の料金を引き下げることとした。

(1) 特許部門の料金の引下げ

特許部門については、特許権の適切な維持を促進する観点から、中小企業からの引き下げニーズが強い特許料を引き下げることとした。その際、10年目以降の特許料を重点的に引き下げることとした。

(2) 商標部門の料金の引下げ

商標部門については、他国と比して高額な設定登録料及び更新登録料を引き下げることとした。引下げに際し、更新登録料を重点的に引き下げることとした。

また、設定登録料及び更新登録料の分割納付額についても重点的な引き下げを行うこととした。

3. 改正条文の解説

◆特許法第107条

(特許料)

第七十条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年 <u>二千三百円</u> に一請求項につき二百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年 <u>七千円</u> に一請求項につき <u>五百円</u> を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年 <u>二万四千四百円</u> に一請求項につき <u>千七百円</u> を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年 <u>六万六千六百円</u> に一請求項につき <u>四千八百円</u> を加えた額

2～5 (略)

本条は、特許料について規定したものである。

特許権の適切な維持を促進する観点から、中小企業からの引下げニーズが強い特許料を引き下げることとし、後年次における特許料の高額化が、①累進制のモデルである製品の売上動向と乖離がみられること、②後年次の特許料が高額であり、負担感が大きいとの指摘が企業からあること、③諸外国と比して後年次の特許料は特に高額であることから、10年目以降の特許料を重点的に引き下げることとした。具体的には、10年目以降の特許料を引き下げた上で、全期間一律に12%引き下げている。

◆商標法第40条

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万七千六百円に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3～6（略）

本条は、商標権の登録料について規定したものである。

他国と比して高額である設定登録料及び更新登録料を引き下げることとし、引き下げに際し、①諸外国において出願料と登録料を合わせた額が更新登録料とほぼ同水準であること、②更新登録料が高額であるため更新登録申請ではなく再出願するケースがあり、適正な権利維持行動を促す必要があること、③商標関係料金の中で更新登録料の引下げニーズが最も多いことを踏まえ、更新登録料を重点的に引き下げることとした。

ここで、更新登録料を重点的に引き下げることによって、不使用商標の増加が懸念されるとの考えもあるが、①更新登録料は料金改定後も設定登録料より高額であること、②更新登録料が高額なため不使用商標を更新しないとの意見はほとんどなかったこと等から不使用商標の増加にはあまり影響がないと考えられる。

具体的には、平均的な区分数（1.5）を有する出願に関して、更新登録料を出願料と設定登録料との合計額と同額とした上、設定登録料及び更新登録料を一律43%引き下げている。

◆商標法第41条の2

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、二万千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3～6 (略)

本条は、登録料の分割納付について規定したものである。

設定登録料及び更新登録料の分割納付制度に関しては、①過去5年間の設定登録件数に占める分割納付件数の平均割合が6.3%と当初予測していた利用割合を大幅に下回っていること、②企業から分割納付額の引き下げニーズがあること、③不使用商標対策として一定の効果があることから、重点的な引下げを行うこととした。

◆商標法第65条の7

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万七千六百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、四万八千八百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

本条は、防護標章登録に基づく権利の登録料について規定したものである。防護標章登録に基づく権利の登録料については、商標権の登録料と同様に料金の引下げを行うこととした。

◆商標法第68条の30

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料（以下「個別手数料」という。）として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一 二千七百円に一の区分につき八千六百円を加えた額に相当する額

二 三万七千六百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

2～4 (略)

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6 (略)

本条は、国際登録に基づく商標権の個別手数料について規定したものである。

本条第1項第1号に規定される個別手数料は出願料に、本条第1項第2号に規定される個別手数料は設定登録料に、本条第5項に規定される個別手数料は更新登録料に、それぞれ相当するものであることから、商標権の登録料と同様の考え方により料金の引下げを行うこととした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から3月を超えない範囲で政令で定める日に施行することとされ（附則第1条）、平成20年6月1日に施行された。

(2) 経過措置

◆附則第2条第5項（特許法の改正に伴う経過措置）

（特許法の改正に伴う経過措置）

第二条 (略)

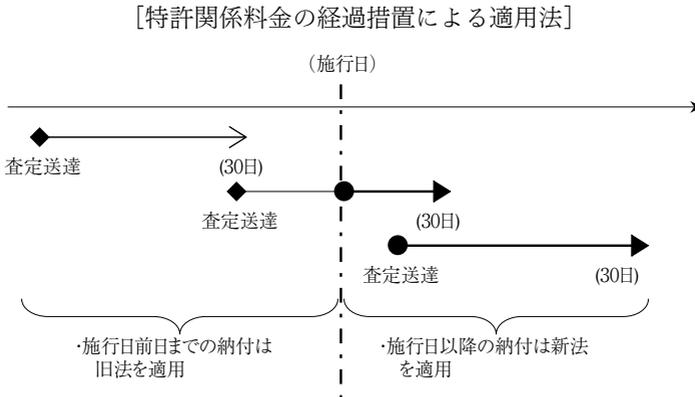
2～4 (略)

5 前条第二号に掲げる規定の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料（同日前に特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新特許法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 (略)

施行前に納付した特許料については、施行後にこれを返納することはせず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納

するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の特許料を基準に納付させることとした。



◆附則第5条（商標法の改正に伴う経過措置）

（商標法の改正に伴う経過措置）

第五条（略）

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は同日前に納付すべきであった登録料（第四条の規定による改正前の商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により当該登録料を分割して納付する場合を含む。）若しくは個別手数料については、新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項後段及び第二項後段、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3（略）

施行前に納付した登録料等については、施行後にこれを返納することはせず、

また、施行前に納付すべきであった登録料等であって施行後にその登録料等を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の登録料等を基準に納付させることとした。

なお、商標権の料金納付方法については、設定登録料及び更新登録料を最初に10年間商標権を維持するために納付する方法が原則であるが、5年毎に前期と後期に分けて納める方法（分割納付制度）も存在する。今回の法改正において、施行前に分割納付制度を選択して前期分を納付した者が後期分を施行後に納付する際、その後期分の料金に新料金を適用することとした場合は、施行前に一括して納付した者に比べ、分割納付した者の納付額が低額で済むこととなり、公平性を逸することから、施行日をまたいだ後期分の料金については旧料金を適用することとした。

(3) 過去の法令の一部改正及び経過措置（附則第8条～第13条）

◆附則第8条（昭和62年の改正法の一部改正）

（昭和六十二年改正法の一部改正）

第八条 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表下欄中「千七百円」を「千五百円」に、「千円」を「千円」に、「五千四百円」を「四千八百円」に、「三千三百円」を「二千九百円」に、「一万六千二百円」を「一万四千三百円」に、「一万円」を「八千八百円」に、「五万四千円」を「四万七千五百円」に、「三万三千六百円」を「二万九千六百円」に改める。

本条は、昭和62年改正法の施行前に出願され、平成15年改正法の施行後に審査請求がされた「発明単位」の特許権に係る特許料についての改正を行うものである。

昭和62年改正法により、一出願中に複数の請求項を含めることが可能とされ

たことに伴い、料金が「発明の数」から「請求項数」に応じたものへと切り替わった。平成15年改正法により、「発明の数」に応じた特許料の料金体系は、平成15年改正法の施行前に審査請求された出願に適用される特許料と、平成15年改正法の施行後に審査請求された出願に適用される特許料との2本立ての料金体系となった。

今改正の特許関係料金改定の趣旨は、「請求項の数」と「発明の数」に応じた特許料のいずれにも当てはまるため、昭和62年改正法の適用される出願についても特許関係料金の改定を行った。本条は、特許法107条の改正と同様の趣旨に基づき、「発明の数」に応じた特許料のうち、平成15年改正法の施行後に審査請求された特許料について引き下げを行ったものである。

◆附則第9条（昭和62年の改正法の一部改正に伴う経過措置）

（昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の特許法第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（同日前に特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第一百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、前条の規定により昭和62年改正法の施行前に出願され、平成15年改正法の施行後に審査請求がされた「発明単位」の特許権に係る特許料についての改正に伴う経過措置を定めたものである。

これは、「請求項の数」に応じた特許料について同様の規定を定めた附則第2条第5項の規定と同様の趣旨であり、施行前に納付した特許料については、

施行後にこれを返納することはせず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の特許料を基準に納付させることとした。

◆附則第10条（平成15年改正法による昭和62年の改正法の一部改正）

（平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正）

第十条 特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を「七千五百円」に、「五千六百円」を「四千九百円」に、「一万三千五百円」を「一万千九百円」に、「八千四百円」を「七千四百円」に、「二万七千円」を「二万三千八百円」に、「一万六千八百円」を「一万四千八百円」に、「五万四千円」を「四万七千五百円」に、「三万三千六百円」を「二万九千六百円」に改める。

本条は、昭和62年改正法の施行前に出願され、平成15年改正法の施行前に審査請求がされた「発明単位」の特許権に係る特許料についての改正を行うものである。

昭和62年改正法により、一出願中に複数の請求項を含めることが可能とされたことに伴い、料金が「発明の数」から「請求項数」に応じたものへと切り替わった。平成15年改正法により、料金の計算単位が「発明の数単位」の特許料の料金体系は、平成15年改正法の施行前に審査請求された出願に適用される特許料と、平成15年改正法の施行後に審査請求された出願に適用される特許料との2本立ての料金体系となった。

今改正の特許関係料金改定の趣旨は、「請求項の数」と「発明の数」に応じた特許料のいずれにも当てはまるため、平成15年改正法及び昭和62年改正法の

適用される出願についても特許関係料金の改定を行った。本条は、特許法107条の改正と同様の趣旨に基づき、平成15年改正法の施行前に審査請求された「発明の数」に応じた特許料について引下げを行ったものである。

◆附則第11条（平成15年改正法による昭和62年の改正法の一部改正に伴う経過措置）

（平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される次条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法第一条の規定による改正前の特許法（以下「平成十五年旧特許法」という。）第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（同日前に特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される次条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、前条の規定により昭和62年改正法の施行前に出願され、平成15年改正法の施行前に審査請求がされた「発明単位」の特許権に係る特許料について

の改正に伴う経過措置を定めたものである。

これは、「請求項の数」に応じた特許料について同様の規定を定めた附則第2条第5項の規定と同様の趣旨であり、施行前に納付した特許料については、施行後にこれを返納することはせず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の特許料を基準に納付させることとした。

◆附則第12条（平成15年旧特許法の一部改正）

（平成十五年旧特許法の一部改正）

第十二条 平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第一百七条第一項の表下欄中「一万三千元」を「一万千四百円」に、「千百元」を「千円」に、「二万三百円」を「一万七千九百円」に、「千六百元」を「千四百円」に、「四万六百元」を「三万五千八百円」に、「三千二百円」を「二千八百円」に、「八万二千二百円」を「七万千六百円」に、「六千四百円」を「五千六百円」に改める。

本条は、昭和62年改正法の施行後に出願され、平成15年改正法の施行前に審査請求がされた「請求項単位」の特許権に係る特許料についての改正を行うものである。

平成15年改正法により料金の計算単位が「請求項の数」に応じた特許料の料金体系は、平成15年改正法の施行前に審査請求された出願に適用される特許料と、平成15年改正法の施行後に審査請求された出願に適用される特許料との2本立ての料金体系となった。

今改正の特許関係料金改定の趣旨は、「請求項の数」に応じた特許料全てに当てはまるため、平成15年改正前の旧特許法についても特許関係料金の改定を行った。本条は、特許法107条の改正と同様の趣旨に基づき、平成15年改正法の施行前に審査請求された「請求項の数」に応じた特許料について引き下げを

行ったものである。

◆附則第13条（平成15年旧特許法の一部改正に伴う経過措置）

（平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（同日前に特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第一百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、前条の規定により昭和62年改正法の施行後に出願され、平成15年改正法の施行の日前（平成16年4月1日より前）に審査請求がされた「請求項単位」の特許権に係る特許料についての改正に伴う経過措置を定めたものである。

これは、特許料について同様の規定を定めた附則第2条第5項の規定と同様の趣旨であり、施行前に納付した特許料については、施行後にこれを返納することはせず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の特許料を基準に納付させることとした。